

第76号議案

「品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について

1 改正の理由

個人番号の利用や特定個人情報の提供を行うことができるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)」等に基づくことが原則であるが、番号利用法第9条第2項および番号利用法第19条第11号に基づき、条例で定めることにより、区独自の個人番号の利用および情報提供ができることとなっている。

今回、番号利用法の改正等にともない、条例で定める個人番号の独自利用事務の範囲を改めるほか、規定を整備することから、必要な改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 番号利用法令の一部改正

番号利用法令へ「生活困窮外国人保護事務」が規定されたことにともない、条例への規定が不要となったため、条例別表第1および別表第2の該当箇所を欠番扱い(表記上は「削除」)とする。

別表第1 抜粋 (欠番扱いとする事項)

番号	執行機関	事 務
21	区長	生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの(以下「生活困窮外国人保護事務」という。)

別表第2 抜粋 (欠番扱いとする事項)

番号	執行機関	事 務	特定個人情報
31	区長	生活困窮外国人保護事務	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

			特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当または特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

(2) 私立幼稚園等園児保護者に対する補助事業の改正による規定整備

本事業については、従来から、「私立幼稚園等園児保護者補助金および私立幼稚園等入園料補助金」として、保育料に対する補助金（保護者補助金）および入園料に対する補助金（入園料補助金）の交付を実施している。

令和6年度より新たに、預かり保育利用料に対する補助金（預かり保育保護者補助金）および特定負担額に対する補助金の交付が開始されたことにもない、これらの補助金を総称して「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金」と名称変更がされたため、本条例別表第1および別表第2の独自利用事務に係る規定を整備する。

別表第1 抜粋

番号	執行機関	事務
10	区長	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付事務」という。）

別表第2 抜粋

番号	執行機関	事務	特定個人情報
12	区長	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

(3)生活保護法の改正による規定整備

「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号)」による生活保護法の改正に伴い、子どもの貧困への対応のため「進学準備給付金」の名称を「進学・就職準備給付金」と変更したため、本条例の別表第2の「生活保護関係情報」に係る規定を整備する。

別表第2 抜粋

番号	執行機関	事 務	特定個人情報
1	区長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

			介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--	--	--	--

3 施行期日(附則関係)

令和7年7月1日(規定整備に関する改正規定は、公布の日)

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月10日条例第59号</p> <p>(第1条から第6条まで省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表第1の10の項ならびに別表第2の1の項および12の項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月10日条例第59号</p> <p>(第1条から第6条まで省略)</p>																														
<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="170 935 1066 1394"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="170 935 1066 983">(1から9まで省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 983 273 1166">10</td> <td data-bbox="273 983 443 1166">区長</td> <td data-bbox="443 983 1066 1166"><u>私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金</u>の交付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「<u>私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付事務</u>」という。）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="170 1166 1066 1214">(11から20まで省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1214 273 1350">21</td> <td data-bbox="273 1214 443 1350"><u>削除</u></td> <td data-bbox="443 1214 1066 1350"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="170 1350 1066 1394">(22から24まで省略)</td> </tr> </table>	(1から9まで省略)			10	区長	<u>私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金</u> の交付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「 <u>私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付事務</u> 」という。）	(11から20まで省略)			21	<u>削除</u>		(22から24まで省略)			<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 935 2069 1394"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1173 935 2069 983">(1から9まで省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 983 1276 1166">10</td> <td data-bbox="1276 983 1447 1166">区長</td> <td data-bbox="1447 983 2069 1166"><u>私立幼稚園等園児保護者補助金および私立幼稚園等入園料補助金</u>の交付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「<u>私立幼稚園等園児保護者補助金等交付事務</u>」という。）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1173 1166 2069 1214">(11から20まで省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1214 1276 1350">21</td> <td data-bbox="1276 1214 1447 1350"><u>区長</u></td> <td data-bbox="1447 1214 2069 1350"><u>生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの（以下「生活困窮外国人保護事務」という。）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1173 1350 2069 1394">(22から24まで省略)</td> </tr> </table>	(1から9まで省略)			10	区長	<u>私立幼稚園等園児保護者補助金および私立幼稚園等入園料補助金</u> の交付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「 <u>私立幼稚園等園児保護者補助金等交付事務</u> 」という。）	(11から20まで省略)			21	<u>区長</u>	<u>生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの（以下「生活困窮外国人保護事務」という。）</u>	(22から24まで省略)		
(1から9まで省略)																															
10	区長	<u>私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金</u> の交付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「 <u>私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付事務</u> 」という。）																													
(11から20まで省略)																															
21	<u>削除</u>																														
(22から24まで省略)																															
(1から9まで省略)																															
10	区長	<u>私立幼稚園等園児保護者補助金および私立幼稚園等入園料補助金</u> の交付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「 <u>私立幼稚園等園児保護者補助金等交付事務</u> 」という。）																													
(11から20まで省略)																															
21	<u>区長</u>	<u>生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの（以下「生活困窮外国人保護事務」という。）</u>																													
(22から24まで省略)																															

改正後				改正前			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
番号	執行機関	事務	特定個人情報	番号	執行機関	事務	特定個人情報
1	区長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1	区長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金もしくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの				生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金もしくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			介護保険法（平成9年法律第				介護保険法（平成9年法律第

改正後				改正前			
			123号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの				123号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
(2から11まで省略)				(2から11まで省略)			
12	区長	<u>私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金</u>	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	12	区長	<u>私立幼稚園等園児保護者補助金等交付事務</u>	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		<u>交付事務</u>	地方税関係情報であって規則で定めるもの				地方税関係情報であって規則で定めるもの
(13から30まで省略)				(13から30まで省略)			
31	<u>削除</u>			31	<u>区長</u>	<u>生活困窮外国人保護事務</u>	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
							<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
							<u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
							<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
							<u>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当または特例給付の支給に関する情</u>

改正後					改正前				
								<u>報であって規則で定めるもの</u>	
								<u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>	
(32から44まで省略)					(32から44まで省略)				